

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則新旧対照表

新	旧
<p>(許可の申請)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>条例第6条第2項第12号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>土地の埋立て等の施工を管理する者(以下「施工管理者」という。)の氏名及び電話番号</u></p> <p>(2) <u>申請者が条例第7条第5号セに規定する未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称並びに代表者及び役員の氏名)</u></p> <p>(3) <u>申請者が法人である場合にあつては、法人の役員の氏名</u></p> <p>(4) <u>申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称</u></p> <p>(5) <u>申請者に次条9項に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名</u></p> <p>3 条例第6条第3項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 申請者の住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の8第1項の規定による同法第30条の7第3項に規定する保存期間に係る本人確認情報の利用をすることができない場合に限る。<u>第5号から第8号まで並びに第8条第3項第1号及び第4号</u>において同じ。)(申請者が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書)及び印鑑登録証明書</p> <p>(3) <u>申請者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書並びに申請者が民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1</u></p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>条例第6条第2項第11号の規則で定める事項は、土地の埋立て等の施工を管理する者(以下「施工管理者」という。)の氏名及び電話番号とする。</u></p> <p>3 条例第6条第3項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 申請者の住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の8第1項の規定による同法第30条の7第3項に規定する保存期間に係る本人確認情報の利用をすることができない場合に限る。<u>第8条第3項第1号</u>において同じ。)(申請者が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書)及び印鑑登録証明書</p>

項の規定により成年被後見人とみなされる者及び同条第2項の規定により被
保佐人とみなされる者並びに破産者で復権を得ないもの（以下「破産者で復
権を得ないもの等」という。）に該当しない旨の市町村（特別区を含む。以下
同じ。）の長の証明書

(4) 申請者が条例第7条第5号アからチまでに該当しない者であることを誓約
する書面

(5) 申請者が条例第7条第5号セに規定する未成年者である場合にあつては、
その法定代理人の住民票の写し、その法定代理人が成年被後見人及び被保佐
人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事
項証明書並びにその法定代理人が破産者で復権を得ないもの等に該当しな
い旨の市町村の長の証明書（法定代理人が法人である場合にあつては、法人
の登記事項証明書並びに役員の住民票の写し、役員が成年被後見人及び被保
佐人に該当しない旨の同項に規定する登記事項証明書並びに役員が破産者
で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書）

(6) 申請者が法人である場合にあつては、役員の住民票の写し、役員が成年
被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1
項に規定する登記事項証明書並びに役員が破産者で復権を得ないもの等に
該当しない旨の市町村の長の証明書

(7) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株
式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている
者があるときは、それらの者の住民票の写し、それらの者が成年被後見人及
び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項に規定す
る登記事項証明書並びにそれらの者が破産者で復権を得ないもの等に該当
しない旨の市町村の長の証明書（これらの者が法人である場合にあつては、
法人の登記事項証明書）

(8) 申請者に次条第9項に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住

民票の写し、その者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書並びにその者が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書

(9) 略

(10) 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し

(11)～(22) 略

(23) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書(様式第5号)及び地質分析結果証明書(様式第6号。計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。以下同じ。)(当該土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所が採石法第33条又は砂利採取法第16条の規定による認可を受けた採取計画に係る場所である場合にあっては、これらの書類に代えて、当該採取計画に係る認可を受けた者が当該土砂等の発生場所が当該採取計画に係る場所であることを証する書面)

(24) 土地の埋立て等に用いる土砂等が複数の場所から搬入される土砂等の積替え又は保管のための場所又は施設(以下「ストックヤード」という。)を経由する土砂等である場合にあっては、次に掲げる書類

ア その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管に関する計画書

イ ストックヤードにおいてその土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管を行うことを当該ストックヤードの管理者が承諾したことを証する書類

ウ 土砂等の発生者が作成した土地の埋立て等に用いる土砂等をその発生の場所から土地の埋立て等を行う場所へ直接搬入しないこと理由書

(3) 略

(4) 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する_____図面の写し

(5)～(16) 略

(17) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書(様式第5号)及び地質分析結果証明書(様式第6号。計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。以下同じ。)

エ ストックヤードの位置を示す図面，現況平面図及び現況断面図

オ 積替え又は保管に係る土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるストックヤードの平面図及び断面図

カ 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては，当該積替え又は保管のための土砂等の堆積が当該法令等に基づく許認可等を受けたものであることを証する書類

(25)～(28) 略

(削除)

(29) 略

4 前項第23号に規定する土壌の調査は，次に掲げる方法によらなければならない。

(1)～(4) 略

5 第3項第25号に規定する埋立て等区域に係る表土の土壌調査は，次に掲げる方法によらなければならない。

(1)～(4) 略

(許可の基準)

第7条 略

2・3 略

4 条例第7条第2号の規則で定める基準は，次のとおりとする。

(1) その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管は，次に掲げる要件を満たす場所又は施設で行うこと。

ア その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管をする間，周囲に

(18)～(21) 略

(22) 申請者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係でないことの誓約書

(23) 略

4 前項第17号に規定する土壌の調査は，次に掲げる方法によらなければならない。

(1)～(4) 略

5 第3項第18号に規定する埋立て等区域に係る表土の土壌調査は，次に掲げる方法によらなければならない。

(1)～(4) 略

(許可の基準)

第7条 略

2・3 略

囲い（保管する土砂等の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

イ その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管をする期間は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した標識を掲示していること。

(ア) 土砂等の積替え又は保管の場所である旨

(イ) 土砂等の発生者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先

(ウ) 土砂等の発生の場所及び予定数量

(エ) 土地の埋立て等を行う者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先

(オ) 土地の埋立て等を行う場所の所在地

(カ) スtockヤードの管理者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先

ウ 条例第6条第1項又は第9条第1項の規定による許可の申請の日から許可の日までの間、Stockヤードの区域のうち、その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管をしようとする区域に、他の場所から発生した土砂等又は廃棄物その他その土地の埋立て等に用いる土砂等に混合するおそれのある物が堆積されていないこと。

(2) Stockヤードからその土地の埋立て等に用いる土砂等が飛散し、又は流出しないように必要な措置を講ずること。

(3) その土地の埋立て等に用いる土砂等がその他の物と混合するおそれのないように、次に掲げる措置を講ずること。

ア 仕切りを設ける等の措置

イ その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管の作業中、他の場所から発生した土砂等若しくは廃棄物その他その土地の埋立て等に用いる

土砂等に混入するおそれがある物を運搬する車両の搬入又はその土地の埋立等に用いる土砂等を運搬する車両の搬出があるときには、これらの車両の搬入又は搬出を管理する者を立ち合わせること。

ウ その土地の埋立等に用いる土砂等の発生の場所若しくはストックヤードから当該土砂等が搬出されたときは、記録者氏名、搬出時刻、搬出車両登録番号、搬出業者の名称、搬出車両の運転者氏名、土砂等の積載数量及び土砂等の搬出先を記載した帳簿を毎日作成し、又は当該土砂等の発生者若しくは当該ストックヤードの管理者に作成させること。

エ その土地の埋立等に用いる土砂等がストックヤードに搬入されたときは、記録者氏名、搬入時刻、搬入車両登録番号、搬入業者の名称、搬入車両の運転者氏名、土砂等の積載数量及び土砂等の積込み場所を記載した帳簿を毎日作成し、又は当該土砂等の発生者若しくは当該ストックヤードの管理者に作成させること。

(4) その土地の埋立等に用いる土砂等の積替え又は保管が、条例第6条第1項又は第9条第1項の規定による許可の日以降に行われるものであること（同項の規定による許可の場合にあつては、条例第6条第2項第7号に掲げる事項の変更又は同項第9号に掲げる事項（ストックヤードにおける土砂等の積替え又は保管に係る部分に限る。）の変更に係るものに限る。）。

(5) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあつては、その土地の埋立等に用いる土砂等の積替え又は保管のための堆積が当該法令等に基づく許認可等を受けたものであること。

5 前項第1号イの標識は、土地の埋立等に用いる土砂等の積替え又は保管の場所に係る標識（様式第6号の2）によるものとする。

6 条例第7条第3号の規則で定める技術上の基準は、別表第2のとおりとする。

7 条例第7条第4号の規則で定める基準は、別表第3のとおりとする。

4 条例第7条第2号の規則で定める技術上の基準は、別表第2のとおりとする。

5 条例第7条第3号の規則で定める基準は、別表第3のとおりとする。

8 条例第7条第5号ウの規則で定める法令又は条例は、次に掲げる法令及び条例とする。

- (1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- (2) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
- (4) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- (5) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- (6) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- (7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）
- (8) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
- (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）
- (10) 茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和61年茨城県条例第3号）
- (11) 茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成17年茨城県条例第9号）

9 条例第7条第5号カ、ケ、ソ及びタの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土地の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（変更の許可の申請等）

第8条 略

2 条例第9条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1)・(2) 略

（変更の許可の申請等）

第8条 略

2 条例第9条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1)・(2) 略

(3) 土地の埋立て等の施行に関する計画の変更(前2号又は次号に掲げる事項の変更に伴うものに限る。)

(4) 土地の埋立て等の請負人の氏名又は名称及び住所(請負人の変更を伴わない場合に限る。)並びに法人にあっては、その代表者の氏名(代表者の変更を伴わない場合に限る。)

3 条例第9条第3項の規定による届出は、土地の埋立て等変更届(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出して行わなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 法定代理人、法人の代表者、役員、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主若しくは出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者又は前条第9項に規定する使用人の変更の場合にあっては、当該変更後の者の住民票の写し、当該変更後の者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書並びに当該変更後の者が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書(当該変更後の法定代理人が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書並びに当該変更後の役員の住民票の写し、当該変更後の役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の同項に規定する登記事項証明書並びに当該変更後の役員が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書、当該変更後の株主又は出資をしている者が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書)

(地位の承継の届出)

第10条 条例第11条第2項の規定による届出は、土地の埋立等地位承継届(様式第13号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出して行わなければならない。

(1) 略

(2) 第6条第3項第2号から第8号までに掲げる書類(この場合において、同項第

(3) 土地の埋立て等の施行に関する計画の変更(前2号_____に掲げる事項の変更に伴うものに限る。)

3 条例第9条第3項の規定による届出は、土地の埋立て等変更届(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出して行わなければならない。

(1)～(3) 略

(地位の承継の届出)

第10条 条例第11条第2項の規定による届出は、土地の埋立等地位承継届(様式第13号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出して行わなければならない。

(1) 略

(2) 許可を受けた者の地位を承継した者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力

2号から第8号までの規定中「申請者」とあるのは、「許可を受けた者の地位を承継した者」とする。）

(3) 略

(標識の掲示等)

第11条 略

2 条例第13条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(7) 略

(8) 土地の埋立て等を他の者に請け負わせる場合にあつては、当該請負人の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先

(9) 略

(帳簿への記載等)

第12条 条例第14条第1項の規定による帳簿の記載は、土地の埋立て等施工管理台帳(様式第15号)により毎日行わなければならない。

2 条例第14条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(13) 略

3 条例第14条第2項の規定による報告は、土地の埋立て等状況報告書（様式第15号の2）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 報告に係る期間内に記載した土地の埋立て等施工管理台帳の写し

(2) 報告に係る期間の末日における埋立て等区域の構造に関する図面

4 条例第14条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 埋立て等区域の位置及び面積

(2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量

(3) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生元ごとの申請量及びその合計量

団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことの誓約書

(3) 略

(標識の掲示等)

第11条 略

2 条例第13条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(7) 略

(8) 略

(帳簿への記載)

第12条 条例第14条の規定による帳簿の記載は、土地の埋立て等施工管理台帳(様式第15号)により毎日行わなければならない。

2 条例第14条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(13) 略

(4) 報告に係る期間内に土地の埋立て等を行った面積並びにこれに用いた土砂等の発生元ごとの搬入済量及びその合計量

(5) 土地の埋立て等に着手してから報告に係る期間の末日までに土地の埋立て等を行った面積並びにこれに用いた土砂等の発生元ごとの搬入済量及びその合計量

(土壌の調査等)

第13条 略

2 略

3 条例第15条の規定による報告は、土壤調査結果報告書(様式第15号の3)に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

(1)・(2) 略

(書類の備付け及び閲覧)

第14条 条例第16条の規定による備置き及び閲覧は、条例第6条第1項の許可を受けた日から行うものとし、第9条第2項若しくは第3項の届けを提出したとき又は条例第17条第1項の取消し若しくは停止若しくは同条第2項の取消しを命ぜられたときから5年を経過する日まで行うものとする。

2 条例第16条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)・(2) 略

(3) 条例第14条第2項の規定による報告書の写し

(4)・(5) 略

(土壌の調査等)

第13条 略

2 略

3 条例第15条の規定による報告は、土壤調査結果報告書(様式第15号の2)に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

(1)・(2) 略

(書類の備付け及び閲覧)

第14条 条例第16条の規定による備置き及び閲覧は、条例第6条第1項の許可を受けた日から行うものとし、第9条第2項若しくは第3項の届けを提出したとき又は条例第17条の取消し若しくは停止_____を命ぜられたときから5年を経過する日まで行うものとする。

2 条例第16条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)・(2) 略

(3)・(4) 略

別表第2 ([第7条第6項](#)關係)

1～8 略

別表第3 ([第7条第7項](#)關係)

略

別表第2 ([第7条第4項](#)關係)

1～8 略

別表第3 ([第7条第5項](#)關係)

略

新

様式第2号(第6条第1項関係)

(第1面)

土地の埋立て等許可申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

申請者 氏名 印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

土地の埋立て等の目的		
埋立て等区域の位置及び面積	位置	面積(実測) m ²
土地の埋立て等を行う期間	許可日から 月(年)間	
土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生場所		
土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	m ³	
土地の埋立て等の施工に関する計画		
埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画		
土地の埋立て等の請負人	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)	
施工管理者の氏名及び電話番号	氏名 電話番号	

備考 土地の埋立て等の施工に関する計画並びに埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画の欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、計画書を添付すること。

旧

様式第2号(第6条第1項関係)

(表)

土地の埋立て等許可申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

申請者 氏名 印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)第6条第1項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

土地の埋立て等の目的		
埋立て等区域の位置及び面積	位置	面積(実測) m ²
土地の埋立て等を行う期間	許可日から 月(年)間	
土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生場所		
土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	m ³	
土地の埋立て等の施工に関する計画		
埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画		
施工管理者の氏名及び電話番号	氏名 電話番号	

備考 土地の埋立て等の施工に関する計画並びに埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画の欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、計画書を添付すること。

(第2面)

- 1 埋立て等区域の位置を示す図面及びその付近の見取図
- 2 申請者の住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の8第1項の規定による同法第30条の7第3項に規定する保存期間に係る本人確認情報の利用をすることができない場合に限る。第5項から第8項までにおいて同じ。)及び印鑑登録証明書
- 3 申請者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書並びに申請者が民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者及び同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者並びに破産者で復権を得ないもの(以下「破産者で復権を得ないもの等」という。)に該当しない旨の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長の証明書
- 4 申請者が条例第7条第5号アからチまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 5 申請者が条例第7条第5号セに規定する未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し、その法定代理人が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書並びにその法定代理人が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書(法定代理人が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書並びに役員の住民票の写し、役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の同項に規定する登記事項証明書並びに役員が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書)
- 6 申請者が法人である場合にあつては、役員の住民票の写し、役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書並びに役員が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書
- 7 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、それらの者の住民票の写し、それらの者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書並びにそれらの者が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書(これらの者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書)
- 8 申請者に茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号。以下「規則」という。)第7条第9項に規定する使用人があつては、その者の住民票の写し、その者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書並びにその者が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書
- 9 土地所有者一覧表
- 10 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し
- 11 申請者が埋立て等区域内の土地の所有権を有しない場合にあつては、土地を使用する権原を証する書面
- 12 申請者が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合にあつては、請負契約書の写し
- 13 施工管理者であることを証する書面

添
付
書
類

(裏)

- 1 埋立て等区域の位置を示す図面及びその付近の見取図
- 2 申請者の住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の8第1項の規定による同法第30条の7第3項に規定する保存期間に係る本人確認情報の利用をすることができない場合に限る。)(申請者が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書)及び印鑑登録証明書
- 3 土地所有者一覧表
- 4 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し
- 5 申請者が埋立て等区域内の土地の所有権を有しない場合にあつては、土地を使用する権原を証する書面
- 6 申請者が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合にあつては、請負契約書の写し
- 7 施工管理者であることを証する書面
- 8 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画
- 9 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書
- 10 土砂等の発生から処分までのフローシート(様式第4号の2)
- 11 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入経路図
- 12 埋立て等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
- 13 埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図
- 14 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面、現況平面図、計画平面図、現況断面図、計画断面図、面積計算書及び土量計算書
- 15 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所においてボーリング試験を実施した場合にあつては、土質柱状図
- 16 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書
- 17 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書
- 18 埋立て等区域に係る表土の土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書
- 19 擁壁を設置する場合にあつては、当該擁壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- 20 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあつては、土地の埋立て等が当該法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類
- 21 埋立て等区域の地耐力について行った平板載荷試験等の結果に関する書類
- 22 申請者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことの誓約書
- 23 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

添
付
書
類

茨城県収入証紙貼付け欄(消印しないこと。)

(第3面)

- 14 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画 (様式第3号)
- 15 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書 (様式第4号)
- 16 土砂等の発生から処分までのフローシート (様式第4号の2)
- 17 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入経路図
- 18 埋立て等区域の現況平面図, 現況断面図及び面積計算書
- 19 埋立て等区域の計画平面図, 計画断面図及び雨水排水計画図
- 20 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面, 現況平面図, 計画平面図, 現況断面図, 計画断面図, 面積計算書及び土量計算書
- 21 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所においてボーリング試験を実施した場合にあっては, 土質柱状図
- 22 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書
- 23 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書(様式第5号)及び地質分析結果証明書(様式第6号。計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。以下同じ。)(当該土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所が採石法(昭和25年法律第291号)第33条又は砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定による認可を受けた採取計画に係る場所である場合にあっては, これらの書類に代えて, 当該採取計画に係る認可を受けた者が当該土砂等の発生場所が当該採取計画に係る場所であることを証する書面)
- 24 土地の埋立て等に用いる土砂等が複数の場所から搬入される土砂等の積替え又は保管のための場所又は施設(以下「ストックヤード」という。)を経由する土砂等である場合にあっては, 次に掲げる書類
 - (1) その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管に関する計画書
 - (2) スtockヤードにおいてその土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管を行うことを当該ストックヤードの管理者が承諾したことを証する書類
 - (3) 土砂等の発生者が作成した土地の埋立て等に用いる土砂等をその発生の場所から土地の埋立て等を行う場所へ直接搬入しないこと理由書
 - (4) スtockヤードの位置を示す図面, 現況平面図及び現況断面図
 - (5) 積替え又は保管に係る土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるストックヤードの平面図及び断面図
 - (6) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては, 当該積替え又は保管のための土砂等の堆積が当該法令等に基づく許認可等を受けたものであることを証する書類
- 25 埋立て等区域に係る表土の土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書
- 26 擁壁を設置する場合にあっては, 当該擁壁の構造計画, 応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- 27 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては, 土地の埋立て等が法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類
- 28 埋立て等区域の地耐力について行った平板載荷試験等の結果に関する書類
- 29 前各項に掲げるもののほか, 知事が必要と認める書類

茨城県収入証紙貼付け欄(消印しないこと。)

(新設)

(第4面)

申請者 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍 住所
		男・女	

(法人である場合)	
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地

法定代理人 (申請者が条例第7条第5号セに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍 住所
		男・女	

(法人である場合)	
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地

役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	性別	本籍 住所
		男・女	
		男・女	
		男・女	

役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	性別	本籍 住所
		男・女	

(新設)

(第5面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。）

発行済株式の総数	株		出資の額	円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	性別	保有する株式の数又は出資の金額	本籍
			割合	住所
		男・女		

規則第7条第9項に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍
	役職名・呼称		住所
		男・女	

備考 1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例による作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する役員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

(新設)

様式第4号(第6条第3項第15号関係)

土砂等発生元証明書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所又は所在地

土砂等の発生者 事業者名 印
代表者又は現場責任者の氏名
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定による許可を受けようとする土地の埋立て等に用いる土砂等は、次の工事施工場所から発生するものであること及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物ではないことを証明します。

また、条例第5条第1項の規定を遵守し、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をします。

工 事 名	
工 事 施 工 場 所	
工 事 発 注 者	
工 事 施 工 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
工事に係る土砂等の発生量	m ³ (うち処分契約量 m ³)
今回の証明に係る土砂等の発生量	m ³
発生土砂等の区分	
発生土砂等の運搬契約者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
発生土砂等の最終処分事業者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

備考 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に掲げる区分を記載すること。

様式第4号(第6条第3項第9号関係)

土砂等発生元証明書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所又は所在地

土砂等の発生者 事業者名 印
代表者又は現場責任者の氏名
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定による許可を受けようとする土地の埋立て等に用いる土砂等は、次の工事施工場所から発生するものであること及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物ではないことを証明します。

また、条例第5条第1項の規定を遵守し、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をします。

工 事 名	
工 事 施 工 場 所	
工 事 発 注 者	
工 事 施 工 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
工事に係る土砂等の発生量	m ³ (うち処分契約量 m ³)
今回の証明に係る土砂等の発生量	m ³
発生土砂等の区分	
発生土砂等の運搬契約者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
発生土砂等の最終処分事業者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

備考 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に掲げる区分を記載すること。

様式第4号の2 (第6条第3項第16号関係)

土砂等の発生から処分までのフローシート

1 工事名及び工事の発注者等

工 事 名			
発 生 場 所			
発 注 者 氏 名			
住 居 所 住 所 番 号			
電 話 番 号			
土砂等の発生する期間	年 月 日～ 年 月 日	発生量	m ³

2 土砂等の発生者

元 請 業 者 氏 名			
代 表 者 氏 名			
住 居 所 住 所 番 号			
電 話 番 号			

3 一次下請 (土工事)

土 工 事 業 者 氏 名			
代 表 者 氏 名			
住 居 所 住 所 番 号			
電 話 番 号			

4 下請 (運搬)

運 搬 事 業 者 氏 名			
代 表 者 氏 名			
住 居 所 住 所 番 号			
電 話 番 号			

5 埋立て等を行う事業者

事 業 者 氏 名			
代 表 者 氏 名			
住 居 所 住 所 番 号			
電 話 番 号			
工 事 施 工 業 者 氏 名			
代 表 者 氏 名			
住 居 所 住 所 番 号			
電 話 番 号			
埋 立 て 等 を 行 う 場 所			
面 積	m ²	予 定 容 量	m ³

備考 1 各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
2 各欄に該当しない運搬事業者及び下請業者についても、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

様式第4号の2 (第6条第3項第10号関係)

土砂等の発生から処分までのフローシート

1 工事名及び工事の発注者等

工 事 名			
発 生 場 所			
発 注 者 氏 名			
住 居 所 住 所 番 号			
電 話 番 号			
土砂等の発生する期間	年 月 日～ 年 月 日	発生量	m ³

2 土砂等の発生者

元 請 業 者 氏 名			
代 表 者 氏 名			
住 居 所 住 所 番 号			
電 話 番 号			

3 一次下請 (土工事)

土 工 事 業 者 氏 名			
代 表 者 氏 名			
住 居 所 住 所 番 号			
電 話 番 号			

4 下請 (運搬)

運 搬 事 業 者 氏 名			
代 表 者 氏 名			
住 居 所 住 所 番 号			
電 話 番 号			

5 埋立て等を行う事業者

事 業 者 氏 名			
代 表 者 氏 名			
住 居 所 住 所 番 号			
電 話 番 号			
工 事 施 工 業 者 氏 名			
代 表 者 氏 名			
住 居 所 住 所 番 号			
電 話 番 号			
埋 立 て 等 を 行 う 場 所			
面 積	m ²	予 定 容 量	m ³

備考 1 各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
2 各欄に該当しない運搬事業者及び下請業者についても、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

様式第5号(第6条第3項第23号, 第6条第3項第25号, 第13条第3項関係)

土壤調査試料採取報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

報告者 氏名 印
(法人にあっては, 主たる事務所の所在地, その名称及び代表者の氏名)
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号)

第6条第3項第23号
第6条第3項第25号
第13条第3項 に規定する土壤の調査の試料を次のとおり採取したので報告します。

検 体 番 号	
採 取 者	
採 取 年 月 日	
採 取 場 所	
採取日の天候	
採 取 深 度	

- 備考 1 この報告書は, 土壤調査試料を採取した者が作成すること。
2 検体番号の欄には, この報告書に係る地質分析結果証明書に記載された検体番号を記載すること。

様式第5号(第6条第3項第17号, 第6条第3項第18号, 第13条第3項関係)

土壤調査試料採取報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

報告者 氏名 印
(法人にあっては, 主たる事務所の所在地, その名称及び代表者の氏名)
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号)

第6条第3項第17号
第6条第3項第18号
第13条第3項 に規定する土壤の調査の試料を次のとおり採取したので報告します。

検 体 番 号	
採 取 者	
採 取 年 月 日	
採 取 場 所	
採取日の天候	
採 取 深 度	

- 備考 1 この報告書は, 土壤調査試料を採取した者が作成すること。
2 検体番号の欄には, この報告書に係る地質分析結果証明書に記載された検体番号を記載すること。

様式第6号(第6条第3項第23号, 第6条第3項第25号, 第13条第3項関係)

地質分析結果証明書

殿

年 月 日

分析機関名
代表者
所在地
電話番号
環境計量士

印

印

年 月 日に依頼のあった検体について、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果等を次のとおり証明します。

(検体番号)

項目	単位	測定値	基準値	測定方法	
カドミウム	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 55	
全シアン	mg/l		不検出	日本工業規格 K0102 38(38.1.1の方法を除く。)	
有機燐 ^ひ	mg/l		不検出	昭和49環告第64号付表1, 日本工業規格 K0102 31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては, 昭和49環告第64号付表2)	
鉛	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 54	
六価クロム	mg/l		0.05	日本工業規格 K0102 65.2	
砒素 ^ひ	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 61	
総水銀	mg/l		0.0005	昭和46環告第59号付表1	
アルキル水銀	mg/l		不検出	昭和46環告第59号付表2, 昭和49環告第64号付表3	
PCB	mg/l		不検出	昭和46環告第59号付表3	
ジクロロメタン	mg/l		0.02	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
四塩化炭素	mg/l		0.002	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.004	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.3.2	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l		0.02	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.04	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		1	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.006	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
トリクロロエチレン	mg/l		0.03	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
テトラクロロエチレン	mg/l		0.01	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1	
チウラム	mg/l		0.006	昭和46環告第59号付表4	
シマジン	mg/l		0.003	昭和46環告第59号付表5第1, 第2	
チオベンカルブ	mg/l		0.02	昭和46環告第59号付表5第1, 第2	
ベンゼン	mg/l		0.01	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
セレン	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 67.2, 67.3	
ふっ素	mg/l		0.8	日本工業規格 K0102 34.1, 昭和46環告第59号付表6	
ほう素	mg/l		1	日本工業規格 K0102 47.1, 47.3, 昭和46環告第59号付表7	
農用地 (田に限る。)	砒素 ^ひ	mg/kg	15	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条	
	銅	mg/kg	125	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条	
水素イオン濃度指数	-		4以上9未満	地盤工学会基準 JGS 0211-200*「土懸濁液のpH試験方法」	
検体の性状	形状	色		におい	
備考					

備考 1 「昭和46環告第59号」とは、水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)をいう。
2 「昭和46環告第64号」とは、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)をいう。

様式第6号(第6条第3項第17号, 第6条第3項第18号, 第13条第3項関係)

地質分析結果証明書

殿

年 月 日

分析機関名
代表者
所在地
電話番号
環境計量士

印

印

年 月 日に依頼のあった検体について、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果等を次のとおり証明します。

(検体番号)

項目	単位	測定値	基準値	測定方法	
カドミウム	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 55	
全シアン	mg/l		不検出	日本工業規格 K0102 38(38.1.1の方法を除く。)	
有機燐 ^ひ	mg/l		不検出	昭和49環告第64号付表1, 日本工業規格 K0102 31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては, 昭和49環告第64号付表2)	
鉛	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 54	
六価クロム	mg/l		0.05	日本工業規格 K0102 65.2	
砒素 ^ひ	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 61	
総水銀	mg/l		0.0005	昭和46環告第59号付表1	
アルキル水銀	mg/l		不検出	昭和46環告第59号付表2, 昭和49環告第64号付表3	
PCB	mg/l		不検出	昭和46環告第59号付表3	
ジクロロメタン	mg/l		0.02	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
四塩化炭素	mg/l		0.002	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.004	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.3.2	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l		0.02	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.04	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		1	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.006	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
トリクロロエチレン	mg/l		0.03	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
テトラクロロエチレン	mg/l		0.01	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1	
チウラム	mg/l		0.006	昭和46環告第59号付表4	
シマジン	mg/l		0.003	昭和46環告第59号付表5第1, 第2	
チオベンカルブ	mg/l		0.02	昭和46環告第59号付表5第1, 第2	
ベンゼン	mg/l		0.01	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
セレン	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 67.2, 67.3	
ふっ素	mg/l		0.8	日本工業規格 K0102 34.1, 昭和46環告第59号付表6	
ほう素	mg/l		1	日本工業規格 K0102 47.1, 47.3, 昭和46環告第59号付表7	
農用地 (田に限る。)	砒素 ^ひ	mg/kg	15	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条	
	銅	mg/kg	125	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条	
水素イオン濃度指数	-		4以上9未満	地盤工学会基準 JGS 0211-200*「土懸濁液のpH試験方法」	
検体の性状	形状	色		におい	
備考					

備考 1 「昭和46環告第59号」とは、水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)をいう。
2 「昭和46環告第64号」とは、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)をいう。

様式第6号の2(第7条第5項関係)

土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管の場所に係る標識	
土砂等の発生者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 連絡先
土砂等の発生の場所及び 予定数量	発生場所 予定数量 m^3
土地の埋立て等を行う者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 連絡先
土地の埋立て等を行う場 所	
ストックヤードの管理者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 連絡先

縦は90センチメートル以上、横は120センチメートル以上とすること。

(新設)

様式第8号(第8条第3項関係)

土地の埋立て等変更届

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

届出者 氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)第6条第1項の規定による許可を受けた事項を変更したので、同条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号		
変更の内容	変更前	変更後	
	変更の内容		
変更の内容(茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号。以下「規則」という。)第6条第2項第2号から第5号までに掲げる事項)			
<u>(ふりがな)</u> 氏 名	生年月日 役職名・呼称	性別	本 籍 住 所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
変更年月日			

備考 1 申請者の住所又は氏名の変更の場合には、住民票の写しを添付すること(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の8第1項の規定による同法第30条の7第3項に規定する保存期間に係る本人確認情報の利用をすることができない場合に限る。4において同じ。)
2 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合には、法人の登記事項証明書を添付すること。
3 施工管理者の変更の場合には、施工管理者であることを証する書面を添付すること。
4 法定代理人、法人の代表者、役員、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主若しくは出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者又は規則第7条第9項に規定する使用人の変更の場合にあっては、当該変更後の者の住民票の写し、当該変更後の者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書並びに当該変更後の者が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書(当該変更後の法定代理人が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書並びに当該変更後の役員の住民票の写し、当該変更後の役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の同項に規定する登記事項証明書並びに当該変更後の役員が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書、当該変更後の株主又は出資をしている者が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書)を添付すること。

様式第8号(第8条第3項関係)

土地の埋立て等変更届

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

届出者 氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第6条第1項の規定による許可を受けた事項を変更したので、同条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号	
変更の内容	変更前	変更後
	変更の内容	
変更年月日		

備考 1 申請者の住所又は氏名の変更の場合には、住民票の写しを添付すること(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の8第1項の規定による同法第30条の7第3項に規定する保存期間に係る本人確認情報の利用をすることができない場合に限る。)
2 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合には、法人の登記事項証明書を添付すること。
3 施工管理者の変更の場合には、施工管理者であることを証する書面を添付すること。

様式第13号(第10条関係)

(第1面)

土地の埋立て等地位承継届

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

届出者 氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。)による許可を受けた者の地位を承継したので、同条例第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号
承継前の許可を受けた者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
承 継 の 理 由	
承 継 年 月 日	

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 許可を受けた者の地位を承継した事実を証する書類
- (2) 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号。以下「規則」という。)第6条第3項第2号から第8号までに掲げる書類(この場合において、同項第2号から第8号までの規定中「申請者」とあるのは、「許可を受けた者の地位を承継した者」とする。)
- (3) 許可の条件を理解し、条例を遵守する旨の誓約書

様式第13号(第10条関係)

土地の埋立て等地位承継届

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

届出者 氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)による許可を受けた者の地位を承継したので、同条例第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号
承継前の許可を受けた者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
承 継 の 理 由	
承 継 年 月 日	

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 許可を受けた者の地位を承継した事実を証する書類
- (2) 許可を受けた者の地位を承継した者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことの誓約書
- (3) 許可の条件を理解し、条例を遵守する旨の誓約書

(第2面)

届出者（個人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍 住所
		男・女	

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	住所

法定代理人（届出者が条例第7条5号セに規定する未成年者である場合）

(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍 住所
		男・女	

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地

役員（法定代理人が法人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	性別	本籍 住所
		男・女	

役員（届出者が法人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	性別	本籍 住所
		男・女	

(新設)

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(届出者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。)

発行済株式の総数	株		出資の額	円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	性別	保有する株式の数 又は出資の金額	本籍
			割合	住所
		男・女		

規則第7条第9項に規定する使用人(届出者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍
	役職名・呼称		住所
		男・女	

- 備考 1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

(新設)

様式第14号(第11条第1項関係)

土砂等による土地の埋立て等に関する標識	
許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号
土地の埋立て等の目的	
土地の埋立て等を行う場所の所在地	
土地の埋立て等を行う者の住所、氏名及び連絡先	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 連絡先
土地の埋立て等を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日
埋立て等区域の面積	m ²
土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所及び予定数量	発生場所 予定数量 m ³
<u>土地の埋立て等の請負人</u>	<u>住所</u> <u>氏名</u> <u>(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)</u> <u>連絡先</u>
施工管理者の氏名	

縦は90センチメートル以上、横は120センチメートル以上とすること。

様式第14号(第11条第1項関係)

土砂等による土地の埋立て等に関する標識	
許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号
土地の埋立て等の目的	
土地の埋立て等を行う場所の所在地	
土地の埋立て等を行う者の住所、氏名及び連絡先	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 連絡先
土地の埋立て等を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日
埋立て等区域の面積	m ²
土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所及び予定数量	発生場所 予定数量 m ³
施工管理者の氏名	

縦は90センチメートル以上、横は120センチメートル以上とすること。

様式第15号の2(第12条第3項関係)

土地の埋立て等状況報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

報告者 氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)第14条第2項の規定に基づき、以下のとおり報告します。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日	指令 第	号		
埋立て等区域の位置					
埋立て等区域の面積	m ² (うち累計搬入済面積 m ²)	m ² (うち今回搬入済面積 m ²)			
土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	m ³ (うち搬入済量 m ³)	m ³ (うち今回搬入済量 m ³)			
今回の報告に係る期間	年 月 日	～	年 月 日		
土砂等の発生の場所	申請量 m ³	前回累計量 m ³	今回報告量 m ³	累計量 m ³	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
合計					

備考 土砂等の発生の場所を記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(新設)

様式第15号の3(第13条第3項関係)

土壤調査結果報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

報告者 氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)第15条の規定により、次のとおり土壤の調査の結果を報告します。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号
埋立て等の区域	
報告にかかる試料数	

備考 土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壤調査試料採取報告書(様式第5号)及び地質分析結果証明書(様式第6号)を添付すること。

様式第15号の2(第13条第3項関係)

土壤調査結果報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

報告者 氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第15条の規定により、次のとおり土壤の調査の結果を報告します。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号
埋立て等の区域	
報告にかかる試料数	

備考 土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壤調査試料採取報告書(様式第5号)及び地質分析結果証明書(様式第6号)を添付すること。